

平成 30 年 第 6 回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

平成 30 年 8 月 6 日 開会

平成 30 年 8 月 6 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成30年 第6回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

(平成30年8月6日)

○本委員会に付した事件

- 1 議案第36号 平成29年度岩見沢市教育行政点検評価報告書の提出について
- 2 議案第37号 岩見沢市立学校設置条例の一部改正について
- 3 議案第38号 岩見沢市立児童館条例の一部改正について
- 4 議案第39号 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

そ の 他

○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	渡 邊 律 子
委 員	杉 野 幹 夫

教 育 部 長	井 筒 亨
教 育 部 次 長	鈴 木 栄 基
教 育 部 次 長	中 川 雅 博
教 育 施 設 課 長	清 水 誠 志
子 ど も 課 長	所 美 穂 子
事務局学校教育課総務係長	石 川 貴 規
事務局学校教育課総務係	吉 村 沙 紀

午後 2 時 0 0 分 開会

○三角教育長 それでは、ただ今から平成 3 0 年第 6 回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、杉野委員さんをお願いいたします。

初めに、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○井筒教育部長 議案第 3 6 号、平成 2 9 年度岩見沢市教育行政点検評価報告書の提出について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 2 6 条の規定に基づき、平成 2 9 年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検評価を実施し、平成 2 9 年度岩見沢市教育行政点検評価報告書を作成いたしました。この報告書を 9 月に開催される市議会第 3 回定例会に提出することについてご審議を願うものであります。

議案第 3 7 号、岩見沢市立学校設置条例の一部改正について。

中央小学校の移転に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 3 8 号、岩見沢市立児童館条例の一部改正について。

稲穂児童館の移転に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 3 9 号、岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、同様の基準内容に改めるとともに所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上です。

○三角教育長 それでは、日程番号 1、議案第 3 6 号、平成 2 9 年度岩見沢市教育行政点検評価報告書の提出についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○中川教育部次長 それでは、議案第 3 6 号、平成 2 9 年度岩見沢市教育行政点検評価報告書の提出について、ご説明をいたします。

教育行政点検評価に係る検討委員 5 名の委嘱を 6 月 7 日に行い、同日、引き続き第 1 回目の検討委員会を開催いたしました。

その後、第 2 回から第 4 回検討委員会まで 3 回に分けて、各課から各点検評価表の説明を行い、それぞれご協議いただいた後、7 月 2 6 日に開催いたしました第 5 回検討委員会において、検討委員の主な意見をまとめております。

本日、報告書（案）について、ご審議、ご決定をいただきまして、9 月に開催されます市議会第 3 回定例会に報告させていただきたいと考えております。

それでは、内容についてご説明をいたします。報告書（案）の 1 ページをお開きください。

第 1 章では、点検評価の目的、概要及び法に規定されている教育に関して、学識経験を有する方の知見を活用する点について記載をしております。

2 ページから 6 ページまでの第 2 章では、教育委員会の開催状況と付議案件などの状況を記載しております。

7 ページからの第 3 章では、点検評価を行いました事業の一覧と 4 1 事業を各点検評価表 2 1 シートにまとめ掲載をしております。点検評価の対象とする事務事業につきましては、教育行政方針の重点施策との結びつきを意識しながら、各課において選定いたしております。

3 3 ページから 3 4 ページまでの第 4 章では、学校教育の推進、社会教育の推進、子育て支援の推進ごとに、点検評価表等に対する検討委員の主なご意見を整理し記載しております。

最後に、3 5 ページ以降に平成 2 9 年度の教育行政方針を掲載しております。

以上で説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第 3 6 号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

分けてやっていきますか。初めに第 1 章から 2 章にかけていかがでしょうか。

よろしいですか。委員会の業務についてですのでご意見はなしということできさせていただきます。

第 3 章について、いかがでしょうか。第 3 章は施策番号、施策の A で 1 回見させていただいて、学校教育の推進になっているので。

○武蔵委員 中身については別にないですが、これも学識経験者からのご意見を伺って、再度手直しをしているのか、最初に委員の皆様へ渡して、そのときのままなのかなのですけど。

○中川教育部次長 委員に点検表を渡して、これをもとに内容の説明ですとか、質問を受けてから、ここに出しているんですが、基本的に、最初、提出したものから特に変わっていないと思います。

○武蔵委員 受けてご意見をお伺いしたという。

○中川教育部次長 ご意見いただいたものについても、また 3 3 ページに書いてあります。

○武蔵委員 わかりました。

○三角教育長 A についてはよろしいですか。それじゃあ、施策番号 B と C をあわせていかがでしょうか。

○武蔵委員 B-2 の栗沢文化交流施設ですけれど、2 9 年度は委員会の事業でよかったっけ、今年度に関しては、もう移管されちゃったんですか。

○清水教育施設課長 2 9 年度から設計に入りました。2 カ年の設計ということで、2 9 年度は予算自体が教育委員会で、今年度分からは、栗沢支所の予算ということで。現在教育委員会と支所で連携してやっているんですが、将来的な施設の位置づけとして、より地域の交流の要素が大きいだろうということで、一緒になるということで、今年度は移管しております。

○武蔵委員 今後の課題、取り組みの方向性が、これでいいのかなと思ひまして。

○清水教育施設課長 引き続き、うちの担当も関与しているのですけれども。建築課所管になるんですが、今、私ども技術者がきちんと去年担当しておりまして、それについては、引き続きお手伝いさせてもらっています。

○三角教育長 ほかにございますか。では、第4章についてはいかがでしょうか。

この件について、ご意見なければ、このようなことで意見とさせていただきますよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、議案第36号につきましては、以上のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号2、議案第37号、岩見沢市立学校設置条例の一部改正についてを審議いたします。説明をお願いいたします。

○清水教育施設課長 私の方から議案第37号、岩見沢市立学校設置条例の一部改正についてご説明をいたします。

岩見沢市立小中学校及び高等学校の名称、それから位置につきましては、この条例で定めてきたところでございますが、中央小学校の移転に伴い、住所が変更となったため、条例を一部改正するものでございます。

2ページ目の新旧対照表をごらんいただければと思いますが、中央小学校につきましては、変更、6条西8丁目1番地から新校舎の位置7条西16丁目7番地3へ変更となります。なお、この一部改正は平成31年1月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第37号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 よろしいですか。それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、議案第37号につきましては、以上のとおり決定いたします。

なお、議案第37号については9月の市議会第3回定例会に諮られ、審査について、議決を経て、決定されます。

続きまして、日程番号3、議案第38号、岩見沢市立児童館条例の一部改正についてを審議いたします。説明をお願いいたします。

○所子ども課長 議案第38号について説明させていただきます。

先ほど、説明のありました岩見沢市立学校設置条例の一部改正と同様、移転改築に伴う住所の変更でございます。施行日につきましては、工事の進捗状況に左右されること、また施設の性格上、移転のために閉鎖ができないことから、別途規則で定めたいと考えております。予定としては、冬休み終了後、3学期の開始と合わせたいと考えております。

以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第38号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、この件についてご異議がなければ、そのようなことで決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第38号につきましては、以上のとおり決定いたします。

なお、議題第38号については、9月の市議会で第3回定例会に諮られ、市議会の議決を経て決定されます。

続きまして、日程番号4、議案第39号、岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審議いたします。説明をお願いいたします。

○所子ども課長 議案第39号についてご説明させていただきます。

この条例は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令、いわゆる基準省令に基づいて、必要な事項について定めたものです。今回、基準省令が改正されたことに伴い、省令と同様の内容に改めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。改正点は大きく三つあります。

一つ目は、第6条、代替保育に関することです。居宅訪問型保育を除く4種類の家庭的保育事業では、職員の病気などで適切な保育ができない場合、事業者にかかわって保育を行う連携施設を定めておく必要があります。これまで連携施設は幼稚園、認可保育所、認定こども園に限られていましたが、今回の改正により一定の要件を満たす場合は家庭的保育事業の事業者と連携することが可能になりました。

二つ目は、第16条、食事の提供の特例です。利用定員5人以下の家庭的保育の場合、保育所や幼稚園、認定こども園の調理業者から提供を受けることができるようになりました。

三つ目は、附則第2条、食事の提供の経過措置です。家庭的保育事業等においては、自園調理が基本であり、調理設備や調理員を置かなければならないこととなっておりますが、これについては、この条例が施行された平成27年度から5年間の経過措置があり、平成31年度までは外部搬入が可能になっています。今回の改正では、利用定員が5人以下の家庭的保育に限り、この経過措置が、さらに5年延長されました。

改正点は、以上の3点でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第39号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

ないですか。

(「ありません」の声あり)

○三角教育長 よろしいですか。それでは、この件についてご異議がなければ、そのようなことで決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 では、議案第39号につきましては、以上のとおり決定いたします。

なお、議案第39号については、9月の市議会第3回定例会に諮られ、市議会の議決を経て決定されます。

続きまして、その他に移ります。委員の皆様から何かございませんか。

(「ありません」の声あり)

○三角教育長 特になければ、事務局からは何かありませんか。

ないですか。

それでは、以上をもちまして、第6回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。

ご苦労さまでした。

午後2時25分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員